

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務に係るもの以外）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 衛生管理者の職務
- ③ 産業医
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 安全衛生教育
- ⑥ 健康診断
- ⑦ 医師による面接指導
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 労働衛生コンサルタント
- ⑩ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑪ 事務所衛生基準規則
- ⑫ 労働基準法（労働時間・休憩・休日）
- ⑬ 労働基準法（有給休暇）
- ⑭ 労働基準法（妊産婦等）
- ⑮ 死傷病報告書

【令和7年4月】

【問24】 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長には、総括安全衛生管理者である委員はなることができない。
- (2) 衛生委員会の議長を除く委員の半数については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (3) 事業場に専属でないが、産業医として選任している医師を、衛生委員会の委員として指名することができる。
- (4) 作業環境測定を外部の作業環境測定機関に委託して実施している場合、当該作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することはできない。
- (5) 事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものを、衛生委員会の委員として指名することができる。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「総括安全衛生管理者である委員はなることができない」⇒「総括安全衛生管理者である委員はなることができる」。衛生委員会の議長は、委員のうち総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名する。安衛法第18条（衛生委員会）第2項①、第4項。第17条（安全委員会）第3項。
- (2) 正しい：安衛法第18条（衛生委員会）第4項、第17条（安全委員会）第4項。
- (3) 正しい：安衛法第18条（衛生委員会）第2項③。
- (4) 正しい：当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。安衛法第18条（衛生委員会）第3項。
- (5) 正しい：安衛法第18条（衛生委員会）第2項④。

解答 (1)

【令和6年10月】

【問22】 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長は、衛生管理者である委員のうちから、事業者が指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長を除く全委員については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (3) 衛生管理者として選任しているが事業場に専属でない労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することはできない。
- (4) 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 衛生委員会は、毎月1回以上開催するようにし、議事で重要なものに係る記録を作成して、これを5年間保存しなければならない

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「衛生管理者」⇒「総括安全衛生管理者又は総括衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者」。安衛法第18条（衛生委員会）第2項①、第4項。
- (2) 誤り：「全委員」⇒「委員の半数」。安衛法第18条（衛生委員会）第4項。
- (3) 誤り：衛生委員会の委員として指名する労働衛生コンサルタントの指名に関して、専属の者でなければ指名できないとの定めはない。また、安衛則第7条第1項②により、「2人以上の衛生管理者を選任する場合において、労働衛生コンサルタント1人まではその事業場に専属でなくともよく、安衛法第18条第2項②により、衛生委員会の委員は「衛生管理者のうち事業者が指名した者」である。
- (4) 正しい：安衛法第18条（衛生委員会）第3項。
- (5) 誤り：「5年間」⇒「3年間」。安衛則第23条（委員会の会議）第1項、第4項。

解答 (4)

【令和 5 年 10 月】

【問 2 3】 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長を除く委員の半数については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長は、原則として、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した委員となるものとする。
- (3) 事業場に専属ではないが、衛生管理者として選任している労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することができる。
- (4) 作業環境測定を外部の作業環境測定機関に委託して実施している場合、当該作業環境測定を実施している作業環境測定士を、衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 衛生委員会の付議事項には、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関することが含まれる。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第 18 条（衛生委員会）第 4 項、第 17 条第 4 項。
- (2) 正しい：安衛法第 18 条（衛生委員会）第 2 項①。
- (3) 正しい：安衛法第 18 条（衛生委員会）第 2 項②。
- (4) **誤り**：作業環境測定士は、事業場に専属の労働者である必要がある。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 3 項。
- (5) 正しい：安衛則第 22 条（衛生委員会の付議事項）⑨。

解答 (4)

【令和 5 年 4 月】

【問 2 3】 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長は、衛生管理者である委員のうちから、事業者が指名しなければならない。
- (2) 産業医のうち衛生委員会の委員として指名することができるのは、当該事業場に専属の産業医に限られる。
- (3) 衛生管理者として選任しているが事業場に専属でない労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することはできない。
- (4) 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 衛生委員会は、毎月 1 回以上開催するようにし、議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 5 年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「衛生管理者」⇒「総括安全衛生管理者又は総括衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者」。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 2 項①、第 4 項。
- (2) 誤り：産業医の指名に関してそのように定められていない。安衛法第 18 条（衛生委員会）。
- (3) 誤り：衛生委員会の委員として指名する労働衛生コンサルタントの指名に関して、専属の者でなければ指名できないとの定めはない。また、安衛則第 7 条第 1 項②により、「2 人以上の衛生管理者を選任する場合において、労働衛生コンサルタント 1 人まではその事業場に専属でなくともよく、安衛法第 18 条第 2 項②により、衛生委員会の委員は「衛生管理者のうち事業者が指名した者」である。
- (4) 正しい：安衛法第 18 条（衛生委員会）第 3 項。
- (5) 誤り：「5 年間保存」⇒「3 年間保存」。委員会の開催の都度、所定の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。安衛則第 23 条（委員会の会議）第 4 項。

* 解答 * (4)

【令和4年4月】

【問22】 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長は、衛生管理者である委員のうちから、事業者が指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長を除く委員の半数は、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者が指名しなければならない。
- (3) 衛生管理者として選任しているが事業場に専属でない労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することはできない。
- (4) 衛生委員会の付議事項には、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関することが含まれる。
- (5) 衛生委員会は、毎月1回以上開催するようにし、議事で重要なものに係る記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「衛生管理者」⇒「総括安全衛生管理者又は総括衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者」。安衛法第18条（衛生委員会）第2項①。
- (2) 誤り：「代表する者が指名しなければならない」⇒「代表する者の推薦に基づき事業者が指名しなければならない」。安衛法第18条（衛生委員会）第4項、安衛法第17条第4項。
- (3) 誤り：「指名することはできない」⇒「指名することができる」。衛生委員会の委員として指名する労働衛生コンサルタントは、専属の者でなければならないとの定めはない。安衛法第7条（衛生管理者の選任）第1項②、安衛法第18条（衛生委員会）第2項②。
- (4) 正しい：安衛則第18条（衛生委員会の付議事項）第1項⑩。
- (5) 誤り：「5年間保存」⇒「3年間保存」。安衛則第23条（委員会の会議）第1項、第4項。

解答 (4)

【令和 2 年 10 月】

【問 2 4】 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長は、衛生管理者である委員のうちから、事業者が指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長を除く全委員は、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (3) 衛生管理者として選任しているが事業場に専属ではない労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することはできない。
- (4) 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものを衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 作業環境測定を作業環境測定機関に委託している場合、衛生委員会の委員として、当該機関に所属する作業環境測定士を指名しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「衛生管理者」⇒「総括安全衛生管理者又は総括衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者」。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 2 項①。
- (2) 誤り：「議長を除く全議員」⇒「議長を除く半数」。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 4 項、安衛法第 17 条第 4 項。
- (3) 誤り：衛生委員会の委員として指名する労働衛生コンサルタントは、専属の者でなければならないとの定めはない。また、安衛則第 7 条第 1 項②により、「2 人以上の衛生管理者を選任する場合において、労働衛生コンサルタント 1 人まではその事業場に専属でなくともよく、安衛法第 18 条第 2 項②により、衛生委員会の委員は「衛生管理者のうち事業者が指名した者」である。
- (4) 正しい：安衛法第 18 条（衛生委員会）第 2 項④。
- (5) 誤り：委員として指名できる作業環境測定士は、「当該事業場の労働者で作業環境測定を実施している者のうち、事業者が指名した者」であるため、作業環境測定を委託している作業環境測定機関の作業環境測定士を委員とすることはできない。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 3 項。

解答 (4)

【令和2年4月】

【問24】 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長は、衛生管理者である委員のうちから、事業者が指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長を除く全委員は、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (3) 衛生管理者として選任しているが事業場に専属ではない労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することはできない。
- (4) 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものを衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 衛生委員会は、毎月1回以上開催するようにし、重要な議事に係る記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「衛生管理者」⇒「総括安全衛生管理者又は総括衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者」。安衛法第18条（衛生委員会）第2項①。
- (2) 誤り：「議長を除く全議員」⇒「議長を除く半数」。安衛法第18条（衛生委員会）第4項、安衛法第17条第4項。
- (3) 誤り：衛生委員会の委員として指名する労働衛生コンサルタントは、専属の者でなければならないとの定めはない。また、安衛則第7条第1項②により、「2人以上の衛生管理者を選任する場合において、労働衛生コンサルタント1人まではその事業場に専属でなくともよく、安衛法第18条第2項②により、衛生委員会の委員は「衛生管理者のうち事業者が指名した者」である。
- (4) 正しい：安衛法第18条（衛生委員会）第2項④。
- (5) 誤り：「5年間保存」⇒「3年間保存」。委員会の開催の都度、所定の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。安衛則第23条（委員会の会議）第1項、第4項。

解答 (4)

【令和元年 10 月】

【問 2 3】 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、定められているものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長は、衛生管理者である委員のうちから、事業者が指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長を除く全委員は、事業場の労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (3) 衛生委員会の委員として、事業場に専属でない産業医を指名することはできない。
- (4) 衛生委員会の付議事項には、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関することが含まれる。
- (5) 衛生委員会は、毎月 1 回以上開催するようにし、重要な議事に係る記録を作成して、これを 5 年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 定められていない：「衛生管理者」⇒「総括安全衛生管理者又は総括衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者」。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 2 項①。
- (2) 定められていない：「議長を除く全議員」⇒「議長を除く半数」。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 4 項、安衛法第 17 条第 4 項。
- (3) 定められていない：衛生委員会の委員として指名する産業医は、事業場に専属の者でなくともよい。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 2 項③
- (4) **定められている**：安衛則第 22 条（衛生委員会の付議事項）⑩。
- (5) 定められていない：「5 年間保存」⇒「3 年間保存」。委員会の開催の都度、所定の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。安衛則第 23 条（委員会の会議）第 1 項、第 4 項。

解答 (4)

【平成 30 年 4 月】

【問 2 3】 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長は、衛生管理者である委員のうちから、事業者が指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長を除く全委員は、事業場の労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (3) 衛生委員会の委員として、事業場に専属でない産業医を指名することはできない。
- (4) 衛生委員会における議事の概要は、委員会開催の都度、遅滞なく、所定の方法によって労働者に周知させなければならない。
- (5) 衛生委員会は、毎月 1 回以上開催するようにし、重要な議事に係る記録を作成して、5 年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：衛生委員会の議長は、委員のうちの総括安全衛生管理者などがなる。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 2 項①。
- (2) 誤り：「議長を除く全委員」⇒「議長を除く委員の半数」。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 4 項。
- (3) 誤り：衛生委員会の委員として指名する産業医は、事業場に専属の者でなくともよい。安衛法第 18 条（衛生委員会）第 2 項③。
- (4) 正しい：安衛則第 23 条（委員会の会議）第 3 項。
- (5) 誤り：「5 年間保存」⇒「3 年間保存」。安衛則第 23 条（委員会の会議）第 4 項。

解答 (4)